

議題 8

議案第12号

令和6年3月26日提出

市長の権限に属する事務の一部の補助執行について
地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会の職員が補助執行を行っている市長の権限に属する事務の一部について、市長から次のとおり協議があったので、これを承諾することとする。

1 市長から協議があった事項

- (1) 補助執行を行っている事務の内容を次のとおり改める。

実施期日		事務名	
		現行	改正
ア	S61.3.25	(7) 私立高等学校に対する教職員の研修事業に要する経費及び備品の購入に要する経費に係る補助金の交付に関する事務その他私立学校 _____に対する補助金の交付に関する事務	(7) 私立高等学校に対する教職員の研修事業に要する経費及び備品の購入に要する経費に係る補助金の交付に関する事務その他私立学校 <u>(幼稚園を除く。)</u> に対する補助金の交付に関する事務

(2) 次の事務について補助執行を取りやめる。

実施期日		事務名
ア	S59.11.28	(ア) 私立幼稚園に対する土地の貸付けに関すること。
イ	H9.4.1	(ア) 青少年対策に関する調査、企画及び連絡調整に関すること。 (イ) 遊び場対策、地域組織活動の推進その他青少年の健全育成に関すること。 (ウ) 青少年の国際交流に関すること。 (エ) 広島市青少年問題協議会に係る庶務に関すること。
ウ	H10.4.1	(ア) 青少年野外活動センターの敷地の管理に関すること。
エ	H11.4.1	(ア) 青少年の問題行動の早期発見及び早期補導に関すること。 (イ) 青少年の問題行動に関する情報及び資料の整備に関すること。
オ	H18.4.1	(ア) 児童館の設置の認可及び休廃止の承認その他児童福祉法（児童館及び放課後児童健全育成事業に関するものに限る。）の施行に関する事務 (イ) 児童館の業務の運営に関する指導及び連絡調整に関する事務 (ウ) 児童館の設置及び整備に関する事務

実施期日		事務名
力	H27. 4. 1	(ア) 市立幼稚園に係る利用者負担額の算定及び当該利用者負担額に関する事項の通知に関する事務
キ	H29. 4. 1	(ア) 公益財団法人広島市文化財団が広島市こども村として供用している建物及び工作物の管理に関すること。
ク	R元. 9. 6	(ア) 子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する事務（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園（以下「未移行幼稚園」という。）に在籍する保育の必要性がない子どもに関するものに限る。） (イ) 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認に関する事務（未移行幼稚園及び特別支援学校に係るものに限る。）
ケ	R元. 10. 1	(ア) 施設等利用費の支給に関する事務（未移行幼稚園の利用に係るもの（預かり保育等に係るもの）を除く。）に限る。 (イ) 子ども・子育て支援法の規定による実費徴収に係る補足給付事業に関する事務（市立幼稚園及び未移行幼稚園に係るものに限る。）

2 承諾する理由

私立学校に対する補助金の交付に関する事務について、補助執行の内容を改めるとともに、幼児教育に係る給付に関する事務や青少年の健全育成に関する事務などについて、補助執行を取りやめ、これらを市長事務部局において行うことにより、幼児教育・保育に関する事務を一体的に推進する体制等を構築することは、行政の効率の向上と一体性の保持に資すると認められることから、これを承諾しようとするものである。

3 実施期日

令和6年4月1日

《根拠法令》

地方自治法

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。